

○苫小牧市立学校の施設の開放に関する条例

平成22年12月17日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲で学校の施設を生涯学習活動の場として市民に開放することにより、本市の文化及び体育の普及振興を図ることを目的とする。

(開放施設)

第2条 生涯学習活動の場として開放する学校の名称及び当該学校における市民の使用に供する施設(以下「開放施設」という。)は、規則で定める。

(使用資格)

第3条 開放施設を使用できる者は、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内の学校に通学している者その他教育委員会(以下「委員会」という。)が相当と認める者により構成される団体とする。

(使用許可)

第4条 開放施設を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、開放施設の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

3 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の使用許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 開放施設の設備、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として使用するとき。

(4) 学校教育に支障があると認められるとき。

(5) その他開放施設の管理運営上不適切と認められるとき。

(使用料)

第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者がその責めに帰することのできない理由により開放施設を使用できなくなった場合その他相当と認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に開放施設を使用し、又は開放施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に不正があったとき。
- (4) 開放施設の管理運営上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、開放施設の使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、委員会がこれを代行し、その費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第9条 開放施設の設備、備品等をき損し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、開放施設の管理運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

使用料

施設	単位	時間区分		
		午前	午後	夜間
体育館	1団体1時間について	125円	150円	250円
教室等	1団体1室について	300円	400円	500円

備考

- 1 各時間区分の開始及び終了の時刻は、規則で定める。
- 2 この表において、教室等とは教室その他委員会が認める施設をいう。